

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、国内外の法令遵守と企業倫理の徹底を図ることが経営の根幹であるとの認識のもと、経営環境の変化に迅速且つ的確に対応できる意思決定と透明性の高い公正な経営体制の構築を最重要課題と考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
リヒトラブ共栄会	1,470	7.70
田 中 経 久	838	4.39
株式会社三井住友銀行	735	3.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	655	3.43
日本生命保険相互会社	549	2.88
明治安田生命保険相互会社	523	2.74
リヒトラブ社員持株会	394	2.06
田 中 莞 二	376	1.97
シーダム株式会社	244	1.27
株式会社パイロットコーポレーション	219	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部、名古屋 第二部

決算期 2 月

業種 その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主との取引を行う際における少数株主の保護に関する指針については、該当する支配株主はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古谷 勝紀	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古谷 勝紀	○	古谷勝紀氏は、生興株式会社の会長(代表権のない)であります。同社と当社の間には、営業上の取引がありますが、それぞれの仕入高、売上高に占める割合は僅少であり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	古谷勝紀氏は、会社経営者として豊富な経験と高い識見に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、意思決定の妥当性・適正性を確保するために有効な意見・指摘・助言を行っていただけると判断し、社外取締役として選任しております。また同氏は、当社の経営に影響を与える恐れのある利害関係がなく、また一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断されることから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は、監査役会で定めた監査の方針と業務の分担等に従い、計算書類について適宜会計監査人から報告及び説明を受け、必要に応じて意見交換を行うなどした上で監査を実施しております。内部監査室は、常にその独立性を保ちながら、必要に応じて監査役との間で事業年度ごとの監査計画、監査の実施、監査の結果について情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下 忠雄	他の会社の出身者										○			
和中 修二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 忠雄	○	山下忠雄氏は、当社が顧問弁護士契約を締結しております友添・山下総合法律事務所の弁護士であります。当該契約に基づく報酬額は少額であり、多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	山下忠雄氏は、弁護士としての専門的見識と豊富な実務経験に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、適切な監査機能を果たしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、当社の経営に影響を与える恐れのある利害関係がなく、また一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断されることから、独立役員として指定しております。
和中 修二	○	——	和中修二氏は、公認会計士、税理士としての専門的見識と財務及び会計に係る豊富な実務経験に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、適切な監査機能を果たしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、当社と特別な利害関係がなく、また一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断されることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の役割明確化のため、その選任に際して実質的な独立性を確保するよう留意しており、社外取締役1名及び社外監査役2名は全て東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として、明確に定めたものではありませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点において、取締役へのインセンティブ付与が必ずしも必要であるとは考えておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年2月期(平成26年3月1日～平成27年2月28日)に係る当社取締役及び監査役に対する報酬等の総額は次の通りです。
取締役 7名 100,898千円
監査役 4名 26,860千円
※上記には、平成26年5月22日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
※上記報酬等の額には、当事業年度中に費用処理した役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
※上記のほか、使用人兼務取締役に對し使用人分給与(賞与を含む)9,750千円を支給しております。
※上記のほか、平成26年5月22日開催の第66期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
・退任取締役 1名 11,250千円
なお、過年度事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額9,538千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

弊社では、社外監査役に専従スタッフを配置しておりませんが、監査役の職務を補助し監査が実効的に行われることを確保するため、合理的な範囲で必要な人数を補助者として任命することとしており、有価証券報告書提出日現在において管理部総務グループにて対処しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の機関の内容及び内部統制、リスク管理体制の整備の状況
企業統治の体制

- ・当社は監査役制度を採用しております。監査役会は社外監査役2名を含む4名(有価証券報告書提出日現在)の監査役によって運営されており、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況、コンプライアンスについても監査を行っております。監査役に専従スタッフを配置しておりませんが、監査役の職務を補助し監査が実効的に行われることを確保するため、合理的な範囲で必要な人数を補助者として任命することとしており、有価証券報告書提出日現在において管理部総務グループにて対処しております。
- また、代表取締役社長直轄の「内部監査室」(3名)を設置しております。
- ・当社の取締役会は社外取締役1名を含む取締役7名(有価証券報告書提出日現在)で構成し、原則毎月1回開催される取締役会において、経

営の基本事項その他重要事項の意思決定を行うとともに業務執行状況の報告及び監督を行っております。取締役会を補完する機能として、原則毎月2回開催の常務会により重要決議事項の審議、経営方針の徹底、業務進捗状況の確認など経営環境の変化への迅速な対応ができる体制をとっております。

なお、委員会は設置していません。

・当社は執行役員制度を採用しております。執行役員5名(有価証券報告書提出日現在)は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、業務執行責任の明確化・迅速化を行うことのできる体制をとっております。

・当社は社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置している他、内部通報制度を採用いたしております。また、イントラネットを整備し、業務に関する事項の報告等が原則的に監査役を含む全ての役員に伝達され、各役員は所轄業務に関わらず従業員に直接質問・照会が可能なシステムといたしており、業務の執行状況等に関する監督、監視が可能となっております。

・当社は子会社の業務の適正性を確保するための体制の整備を目的として、子会社のコンプライアンス体制及び親会社への報告体制について「関係会社管理規程」にその内容を規定し、当該規定に従い運用しております。

2. 内部監査及び監査役監査

内部監査室(3名)は常にその独立性を保ちながら、必要に応じて監査役との間で事業年度ごとの監査計画、監査の実施、監査の結果について情報交換を行っております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の方針と業務の分担等に従い、計算書類について適宜監査人から報告及び説明を受け、必要に応じて意見交換を行うなどした上で監査を実施しております。

3. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの全役員及び全従業員がコンプライアンス、企業倫理に基づき行動し、企業活動上のリスクを回避できるよう「行動規範」を策定し、教育徹底を図っております。

そして、当社は、顧客の個人情報の保護を重要な経営上の課題と位置付け、個人情報保護法及びその他の法令に準拠した「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム」を制定し、全社的・継続的に、社員教育の実施、業務の改善及び指導等を行えるように社内体制の整備を行っております。

4. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社は社外取締役及び社外監査役の役割明確化のため、その選任に際して実質的な独立性を確保するよう留意しており、社外取締役1名及び社外監査役2名は全て東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として、明確に定めたものではありませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立性に関する判断基準等を参考にしております。社外取締役には、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただき、経営陣から独立した立場で、経営監督機能の強化及び重要な意思決定における妥当性・適正性を確保し、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献していただくことを期待しております。

社外監査役には、弁護士や公認会計士としての高度な専門的知見と豊富な経験に基づく視点を監査に生かしていただき、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただくことを期待しております。

社外監査役は、会計監査人と意見交換を行い相互連携を図るとともに、監査役が内部監査室と意見交換を行った内容について監査役より報告を受けております。

当社と社外取締役との出資等の資本関係は、古谷勝紀氏は当社株式を議決権比率0.2%保有し、同氏が会長を務める生興株式会社は当社株式を議決権比率0.9%保有しております。なお、当社は同社より仕入れ取引を行っておりますが、主要な取引先には該当せず、一般取引先と同様の条件で特記すべき取引関係ではないことから、当社の経営に重大な影響を与えるおそれのある利害関係及び一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

当社と社外監査役との間に出資等の資本関係はありません。なお、山下忠雄氏は友添・山下総合法律事務所の弁護士であり、当社は同事務所と法律顧問契約を結んでおりますが、主要な取引先には該当せず、特記すべきことのない通常の条件による契約であり、当社の経営に重大な影響を与えるおそれのある利害関係及び一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。また、和中修二氏との特別な利害関係はありません。

5. 会計監査の状況

当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結し、会社法の計算書類及び金融商品取引法の財務書類の監査を受けております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 田中郁生

代表社員 業務執行社員 富田雅彦

・業務執行社員以外の主な監査従事者の構成

公認会計士 5名

そ の 他 1名

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該限定責任が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

7. 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款に定めております。

8. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

9. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨、また、当該事項を株主総会の決議によつては定めない旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定は、業績の実績、見通し、剰余金の水準、経営環境等を総合的に判断して決定されるべき極めて重要な経営判断事項であることから、取締役の任期を1年とした上で、経営判断を行う機関である取締役会において、その責任において決定する事で、責任体制を明確にすることを目的とするものであります。

10. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

11. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権

の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役7名(うち社外取締役1名)および監査役4名(うち社外監査役2名)の監査役設置会社であります。

当社の経営組織につきましては、ガバナンスの強化を図るとともに、合理性、効率性の追求を経営課題としてきております。重要な経営判断事項を含む意思決定は、取締役会または常務会(監査役を含む社内役員は全員メンバーとなっております。))において承認または報告が行われることとなっております。

社外取締役および社外監査役は殆どの取締役会、監査役会及び監査法人との会議に出席しております。

当社は社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置している他、内部通報制度を整備いたしております。また、イントラネットを整備し業務に関する事項の報告等が原則的に監査役を含む全ての役員に伝達され、各役員は所轄業務に関わらず従業員に直接質問・照会が可能なシステムといたしており、業務の執行状況等に関する監督、監視が可能となっております。こうしたシステムにより、ガバナンスは問題なく機能していると判断いたしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社は、5月に株主総会を実施しております。

その他

株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、活性化のための取組を実施しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

ホームページ内にIR専用のサイトを設置し、随時情報を開示しています。

IRに関する部署(担当者)の設置

管理部総務グループがIR担当を兼務しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範及び社内規則等の遵守の徹底を目的とした行動規範を定めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

投資者への適時適切な会社情報の開示を目的とした適時開示規程を定めており、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正性を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成27年3月23日開催の取締役会において、平成27年5月1日より施行される会社法及び会社法施行規則の改正に対応して、業務の適正性を確保するための体制等の整備に関する決議を、子会社の業務の適正及び監査役の監査の実効性を確保するための体制の整備についての項目を中心として内容の見直しを行い、改定を決議いたしました。その決議の概要は以下のとおりです。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社、大江ビルサービス株式会社及びLIHIT LAB.VIETNAM INC.(以下「子会社」という。)から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定められた体制の整備を行うものとする。

1. 当社は、コンプライアンス体制を確立し、内部通報やモニタリング等の機能を適切に運営し、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するものとする。
2. 当社は、情報の保存・管理体制、リスク管理体制及び権限・報告等の体制を適切に構築、運営し、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。
3. 当社は、子会社の、当社への報告に関する体制、リスク管理体制、効率的な体制及びコンプライアンス体制を適切に構築、運営し、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。
4. 当社は、監査役の職務の執行に関し、監査役の職務の補助者に関する体制、監査役への報告に関する体制、報告者の保護に関する体制、監査役の職務の執行に係る費用の精算に関する体制及び監査役の実効的な監査体制を整備するものとする。

なお、当社は、平成27年3月23日開催の取締役会において、上記体制の整備を目的として、子会社のコンプライアンス体制及び親会社への報告体制の強化に向けて「関係会社管理規程」の改定を決議し、監査役への報告体制の強化に向けて「内部通報手続」に係る規程の改定を決議しました。平成27年4月1日より当該規程の周知及び運用を開始しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力の排除に向けた体制の整備」につきましては、行動規範で反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、警察等との連携や組織的な対応方針について明確にいたしております。

また、取引等の契約にあたっては、当該取引先と反社会的勢力排除に関する条項(反社条項)を盛り込んだ取引契約書を締結し、反社会的勢力との取引を排除する体制といたしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

